

1 就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方

□そもそも、

工賃は、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならない。

指定基準省令第85条（生活介護）、第184条で準用第85条（就労移行支援）

第192条第3項（*就労継続支援A型）、第201条第1項（B型）

*平成29年4月1日施行の改正で、「第192条第2項」から「第192条第3項」になりました。

とされています。

□更に、就労継続支援A型においては、平成29年4月1日施行で指定基準省令等の一部が改正されました。

指定基準省令第192条第2項：指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

指定基準省令第192条第6項：賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

□そのため、「生産活動に係る事業の収入」と「生産活動に係る事業に必要な経費」を把握出来ないと、基準どおりに賃金及び工賃が算定出来ているか判断出来ないこととなります。

□就労支援事業会計基準は、社会福祉法人かどうかに関係なく、就労支援事業を実施する全ての法人に適用される会計処理の取扱いを明示するために、平成18年に基準が制定されました。そして、新社会福祉法人会計基準の制定を踏まえて平成24年改正が行われ、平成24年4月1日から、次のとおり取り扱うこととなりました。この改正後の基準に従い、処理していただくものです。

①社会福祉法人が行う就労支援事業に関する会計処理は、新社会福祉法人会計基準により処理する。

②社会福祉法人以外の法人が行う就労支援事業に関する会計処理は、就労支援事業会計処理基準により処理する。

□ 就労支援事業会計処理基準とは、

生産活動による収入と、生産活動に必要な経費を、自立支援給付費収入（報酬）と、自立支援給付費で賄う人員基準上必要とされる職員の給与等と別に整理し、生産活動（就労支援事業）の製品製造過程等における適切な製造原価等を把握して適正な利用者賃金及び工賃の算出をするための処理基準です。



簡単に図式化すると、

生産活動（就労支援事業）		福祉事業活動（障害福祉サービス）	
<ul style="list-style-type: none"> ▽ 製造した製品を販売して得た収入 ▽ 組立等の作業で得た収入 ▽ 受託作業で得た収入 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 基準に定める人員配置を超えて雇用している職員の給与等 ▽ 利用者への賃金・工賃 ▽ 生産のための材料費・経費 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 自立支援給付費による収入 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 基準に定める人員配置内の職員の給与等 ※

※ 「基準に定める人員配置内の職員」について

- 「基準に定める人員配置内の職員」とは、自立支援給付費収入（報酬）において評価している職員のことです。
 例えば、就労移行支援では、管理者、職業指導員、生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者になります。
 就労継続支援A型及び就労継続支援B型では、管理者、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者になります。
- 一方、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用している従業者の person 費は「生産活動」の person 費として処理することになります。例えば、生産活動指導員といった従業者が、これに当たります。
- ただし、「指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用している従業者」であっても、自立支援給付費収入において評価されている従業者は、「福祉事業活動」で会計処理することになります。（下記の例）
 - 例1：就労継続支援B型事業所において、就労継続支援B型サービス費(I)（職業指導員・生活支援員の配置を基準の10：1より手厚く、利用者7.5人に対して1人配置している場合の報酬）を適用している場合は、「福祉事業活動」で会計処理します。
 - 例2：就労継続支援B型事業所において、目標工賃達成指導員を配置し、目標工賃達成指導員配置加算の適用となる場合は、この目標工賃達成指導員の person 費は「福祉事業活動」で会計処理します。

□また、更に、

事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

指定基準省令第93条で準用第41条（生活介護）、第184条で準用第41条（就労移行支援）
第197条で準用第41条（就労継続支援A型）、第202条で準用第41条（B型）

とされています。（「指定の事業」とは、就労移行支援であれば、「指定就労移行支援の事業」のことです。）

社会福祉法人以外の法人が就労支援事業を実施する場合、先ず、その他の事業と会計が区分されていることが前提になります。



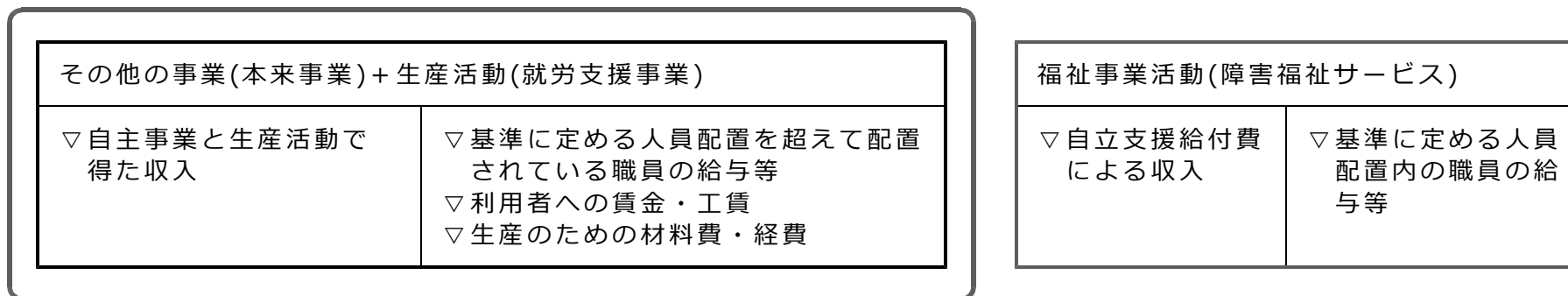
簡単に図式化すると、

その他の事業	生産活動（就労支援事業）		福祉事業活動（障害福祉サービス）	
指定障害福祉サービス事業以外の事業（法人の本来業務である自主事業等）	▽製造した製品を販売して得た収入 ▽組立等の作業で得た収入 ▽受託作業で得た収入	▽基準に定める人員配置を超えて生産活動のために雇用している職員の給与等 ▽利用者への賃金・工賃 ▽生産のための材料費・経費	▽自立支援給付費による収入	▽基準に定める人員配置内の職員の給与等

□ その他の事業の会計との区分がされていないと・・・

例えば、社会福祉法人以外の法人において、法人で雇用している職員が障害福祉サービス事業所の職員と全て兼務しており、法人で請け負っている業務を障害福祉サービス事業所の利用者も一緒に行っているため、区分することが出来ないという事業所が仮にあった場合、どうなるかを見てみましょう。

この場合、その他の事業（本来業務）と、生産活動（就労支援事業）の会計が区分されていないということになります。図にすると、次のようなイメージになります。



「自主事業＋生産活動」で得た収入から「自主事業＋生産活動」の人件費等の必要経費を引いた残りを、全て利用者に賃金あるいは及び工賃として支払うこととなります。

□ その他の事業の会計と区分する、すなわち、「その他の事業（本来業務）」と「生産活動（就労支援事業）」を区分するには、先ず、一連の業務の中で、どの工程を利用者が行っているのかを明確にし、その工程の作業を委託していると整理します。また、同じ建物内で作業しているとしても、その他の事業を行う場所と、生産活動を行う場所を区分すると共に、その他の事業を行う職員と、利用者に委託して行っている工程の中で配置している職員を区分します。

□ もう一つ、基本的な留意事項として、自立支援給付費で賄う人員基準上必要とされる職員は、福祉事業活動を行うために配置されている職員です。福祉事業活動を行わずに、自主事業のみを行う職員は自立支援給付費の対象外となります。

□付記 1

生活介護事業においても生産活動を行う場合がありますが、就労支援事業会計基準を適用するかどうかは、事業者の任意となっています。

□付記 2

※社会福祉法人会計基準において社会福祉法人は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成することとされていますが、就労支援事業会計処理基準では、社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業事業活動計算書及び就労支援事業事業活動内訳表を作成すればよいとされています。

※資金収支では実際の支払が行われなければ支出として捉えませんが、事業活動収支では費用を支出として捉えます。就労支援事業会計処理基準が資金収支計算書でなく、事業活動計算書を作成するよう求めているのは、

「工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならない。」という基準により、未払金を含めない「仮定計算として工賃を経費として計上しない場合の事業活動収支差額」を原資として工賃を支払うためです。（「就労支援事業会計処理の基準」に関する Q & A No.59より。）